

が、昨日は、貧農切り捨てはやらぬ、そのかわり貧農切り上げをやるといふような御意見がありました、下層農を切り上げるということになれば、それは、農業自体の中でさらにだんだん経営の内容とものを拡大させる方向に一番下の農家を農業の中で引き上げていくという、そういうお考えの貧農切り上げか、どうもその意味が不明だったので、もう一度貧農切り上げ論の骨子になる点だけを御説明願います。

○池田(勇)國務大臣 経営の規模拡大、多角経営による合理化等によりまして、生産性の向上をはかるということとでございいます。

○芳賀委員 そういたしますと、零細ないわゆる下層農家が今度は中農、上農という方に段階的に育成されていくということになると、一体、農業人口の削減というのは、貧農の面ではやらぬ、これは切り上げするということになりまして、農家の各階層の中でどこを中心にして整理されるかということになるのでありますが、その点はいかがですか。

○池田(勇)國務大臣 どうも言葉が両極端になるようでございますが、われわれは統制計画経済じゃないので、切り捨てるとかなんとかという、力でどうこうというのじゃない。農民の方々の盛り上がる気持からでき上がってくる。その盛り上がる気持を道づけ、方向づけていくというのがわれわれの政治であるのであります。私が想像するところでは、切り捨てるとかなんとかということは、そうじゃない。自然に変わってきたような状態を生み出すというのがわれわれの政治でありま

す。従いまして、中農が残るか貧農が残るか、——大農しか残らぬのじゃないかという考え方じゃない。農民の方がおのずからそこにとけ合つてうまい形が出てくるようにしようと言つておるのであります。

○芳賀委員 切り捨てには昨日は論及されなかったが、切り上げについては明らかに発言されたことは事実なんです。今日は時間の余裕がないからその点だけに固執しませんが、今後、最も適当な機会に、貧農切り上げの実態を、どういう政策のもとにおいて行なうかということは明らかにしてもらいたいと思うわけです。

もう一つの点は、政府案の基本法によりまして、何ら内容というものはない。読んでみればみるほど内容の空疎なものであつて、これはあつてもなくても同じじゃないかということに結果はなるわけなんです。一体、総理大臣としては、まじめに農業基本法を作りになつてこれを農業の基本的な方向の位置づけをなす基礎として今後進める考えであるか、あるいはまた、所得増進計画にしても、農業の長期発展の見通しの上から言つても、池田内閣というものはそれほど十年も持つものではないのであるからして、とにかく当分の間農業政策上の宣伝として農業基本法を出せばいいのだというふうな、そういう党利党略上の考え方である。基本法を出しになつておるのか。その点が全国の農村においても非常に不満と不信感強いわけなんです。ですから、その点に対しては御所信のほどを明らかにしてもらいたい。

○周東國務大臣 お話でございませうけれども、農業基本法に書いてある事柄

は、将来における農業の生産性を高め、そして農業従事者に対する生活水準を他産業に劣らないようにする、これははっきりした目標であります。その問題に對しましていかなる策を行なうかというところは第二条に書いてあり、その施策を行なうについては、立法的措置並びに財政的処置及び金融的処置を國として行なわなければならぬ、しかも、それらの政府の見通しに立つて行なつた施策について年々國會に報告させるということになっております。従つて、それらの農政の具体的問題については、常に國會及び國民の批判を仰ぎつつより高く進めて参るということであつて、これは、私は、一つの農業法という立場から法律的体系から言へば他の農業に関するものと同じですけれども、しかし、それは一つの方向をきめていくということにおいて農業憲章というものに当たるのだし、この憲章においておのずから方向をきめれば、それに対して他の法制でもって義務づけをやるということとは當然のことでは、はっきりしておると思うのであります。

○池田(勇)國務大臣 われわれが農業基本法を立案いたしました国会の御審議を願うことに對しまして、私は、國民世論はこれを支持してゐると思ひますが、ある程度内容は違ふかも知れませんが、社会党さんが農業基本法につきまして関心を持っておられるということも、國民の認めておるところであります。私は、どちらの案がいいか悪いかは言ひませんが、われわれの案につきましては、一般世論並びに農民の方々が非常に期待を持っておられることは事実でございいます。そして、池田内閣が

十年続こうと続くまいと、われわれ自由民主党のこの政策は十年も十五年も続くことを私は確信いたしております。

○芳賀委員 その点は、たとえば昨年の総選挙においても自民党の農村における支持票が相当減退しておる。一体どこに理由があつたかということをおもひますがそれは、池田総理の唱える農政論を選挙を通じてまじめにぶつと票が非常に減つた、むしろ、池田さんは農政は知らぬのだ、酒屋のむすこで農政は知らぬということ、池田総理と違ふことを農村において積極的に演説した者は案外落選しなかつたという。ですから、この証左は、現在までにおける池田総理大臣の農業に対する施策の思想的根源というものについていまだに農村においては不信と不満感が相当強いということ、われわれが他党の立場で判断するよりも、自民党内部において十分分析反省なさつた点だと思ひます。従つて、その後総理大臣も日に日に農政に対しては勉強を進められ、昨日のごときは農家のせがれであつたというような経歴までお述べになつたのですが、そこで、具体的なものがあるということであれば明らかにしてもいいのであります。私は、たゞ、たとえば、財政上の措置の点につきましても、一体政府としてはこの基本法に準拠して昭和三十一年度以降の予算の中においてどのくらいの割合を農業の政策実行の面に確保することができるか。三十六年度の予算の場合には、総体の予算規模に對して農林関係の予算はおよそ九割であります。昭和三十一年程度では、これは一兆円予算の中

で約一七割の割合を持っておりましたが、現在においては一〇割に達しておらない。ですから、この基本法は一つの憲法的なものだから、具体的にこれがすぐ発動することにはならぬとしても、これを基本として今後農業政策を進めるということであれば、今後國の予算規模の中において農業関係の予算の規模は毎年どの程度その比率の中において拡大するか。たとえば一五割にするとか二〇割にするとかいう目途というものは当然あると思う。昨日の総理の御答弁によつても、単に予算だけをとつてごまかす気はない、財政投融資全体、それにまた関連する諸般の施策というものを全部措置するという表現の中に包括されておるということであれば、せめて國の財政計画の中において一体予算の中の何割をこの基本法を根拠として今後確保される見通しであるか、その点を明らかにしてもらいたい。

○池田(勇)國務大臣 さきの選挙で、池田が農政を知らぬからというので票が減つたというお話であります。が、三百名とつたというところは新憲法下で初めてのことでありまして、政党政治におきまして二回目でございます。私は、農民の方々がわれわれを支持して下さつたということを確認いたします。しこうして、来年度の予算において農業関係はどうするかということ、昭和三十一年度の予算全体を見まして、できるだけ社会保障とか農業関係の方には力を入れたと考えております。今何の割合と申すことは申し上げかねます。

○芳賀委員 この点は、たとえば、予算編成の場合、全体の規模の中で、社

会保障費を大体どのくらいとか、自衛隊の経費をどのくらいとか、公共事業費をどのくらいとか、およそのめどはあるわけですか。ですから、基本法が農業の憲章であつて、これができたことによって財政的な措置というものが積極的に拡大されるとすれば、現在は九割だ、しかし数カ年後にはそれがだんだん比率がふえて、最終的には二割なら二割までいくならいくと、そういう程度の見通しは持つておらぬと、中身があるとは決して言えないと思うのです。その点をお尋ねしておるわけですか。

○周東国務大臣 これは、御意見でありますけれども、私どもは、あらかじめ予算の何割を向けていくというようなことをきめることがおかしいと思ふ。むしろ、今後における基本法の実行にあたって必要あれば多量があつたおしやるように二割なら二割に上がる年もあるでしょう。ある場合にはその計画によって下がる場合もある。これは、あらかじめ総予算の何割は向けるというような行き方はおかしいのじゃないかと思うのです。もとより、政策あるいは予算を立てるについて、大体の大綱をきめて、それについてどのくらいのものはどうするということとを政策的に開議できめていくということと、これは一つは行き方かもしれません。しかし、それはあらかじめ常に何割というようなことをきめるのはかえつておかしいと思ふ。

○芳賀委員 予算の確保に対してはこの基本法は何も力がないということですが、それで明らかになつたわけであり、その次に、農業金融の面について、

昨日も総理大臣は低利・長期でやりましますということを繰り返されたが、一体その低利というものは何分以下を低利というのか、一体長期というものは何十年以上を長期というのかという点については何ら触れられていないわけですか。ここで明らかにしていただきたいのは、農業というものはその投資に対して収益性が非常に低いということでは明らかであります。ですから、総理大臣の言われる低利というものは大体年五分以下くらいを低利と言ふのですか、あるいは長期というものは三十年以上くらいを長期と言ふとおるのか、その点、お考えがあれば明確にしておいてもらいたいと思ふ。

○池田(勇)国務大臣 金利というものは常に動くものでございます。だから、これ以下が低利という定義をつけることは、私は、金融専門家はやらぬと思ふ。それは常識で考えるべきことであると思ふ。

○芳賀委員 それでは、低利・長期についても何ら確信がない。しかし、低利といふばどのくらいとか、長期といふばどのくらいとかいう通念的な考えは農業政策上なければならぬが、これも持ちこたへられぬ。そういうことになると、大よそ、この法律でうたつておる財政上の措置に対しては、この法律は何ら力と意味を持つておらぬということがここで明らかになつたわけであり。

その次にお尋ねしたい点は、戦後の農地改革によつて確立されたいわゆる自作農経営方式、——自作農主義と言われまふが、この自作農経営方式と、現在政府が基本法の中で唱えておる家族農業経営方式というものは一体同一

のものであるか、または違うものであるか、その点に対しての見解を述べてもらいたい。なるたけ総理大臣にお願いしたいと思ふ。

○周東国務大臣 これは大体同じだと思ふ。しかし、自作農主義という方が狭いと思ふ。これは、家族経営をやる場合にできるだけ自己のたんばをもつて自作農することが必要でありまふけれども、時に一部小作地を借りて合せてやるという場合も家族経営としては成り立つわけだ。だから、自作農経営と家族経営というものは、その極点においては多少の違いはございませう。

○芳賀委員 総理大臣、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 その通りでございます。

○芳賀委員 今の答弁は全く逆でございます。耕作する農民が土地を所有することを原則にして家族を中心とした経営を行なうというのがいわゆる自作農主義なんです。今度の家族経営方式というものは、それをさらに狭義にした形の中で進めようとするところに問題があるのです。たとえば、二町五反歩の経営を目途にして家族三人がこれに専従するということが一つの基本になつてゐるわけだ。そうでしょう。その背後には、農地の相続制度について、この法律は、有権的にこうするとは書いてないけれども、農村においては一子相続が好ましいということとをうたつておる。そうすると、三人の専従経営ということになれば、たとえば年寄り夫婦とせがれ一人の場合の三人か、若いせがれが夫婦と年寄り一人の経営参加による三人ということになるわけだ。ですから、二町五反

歩を中心とした局限された、いわゆる家族に限定された経営方式というものは、むしろ時代的に見れば後退の方向をたどるということに当然なるわけだ。こういうものが日本農業の長期的発展の姿であるということは絶対に言えないとわれわれは考えておるのです。政府の間違ひを明らかにしたい。

○周東国務大臣 どうも芳賀さんは一方的に断定してお話になるので、はなはだ困ります。先ほど言つておるのは、自作農というものは土地を中心として考えてゐる、家族経営の方で経営の問題を言つておるわけだ。これは、自作農として自分の土地をみずから耕すというのが一番理想的であるけれども、たまたま家族経営の方において一時預かつておる土地を小作するということの中へ入つておつても、そのこととはちつとも関係がない、こういうふうに申しておるのであります。たゞいま御指摘の点について、私どもは、家族経営ということになりましても、できるだけその規模、面積を大きくし、そして近代化させ、機械化させていくということになれば、人数が少なくなつて能率が上がり、収穫は高まる、こう考へております。

○芳賀委員 これは、社会党からも基本法案が出ており、政府からも出ておる。ですから、それぞれ提案した立場に立つて質疑を行なわなければならぬのは当然です。しかし、政府は自民党だけの意思によつて動くものではなない。国民を代表したという広い立場にあるわけだ。ですから、自己反省も何もないのなら、あなたの方の答弁を聞く必要は何もないのです。何もそこへすわつてもらふ必要はないのです

が、ただ、問題は、いかにも共同化を抑圧しなければならぬというような古い思想の上に立つてものを考へておるということについて、誤りを直されたらどうかということをお考へしながら申し上げておるわけだ。

そこで、お伺いしたい点は、昨日総理大臣は果樹農業に一例をとられましたが、果樹農業を經營しておる農家というものは、農家の階層の中では比較的上位にある農家ですね。ある程度資本的な農家が果樹園芸農業を經營しておるということをお尋ねした、それはその通りだと思ふ。しかし、今日の実情から来る農業の經營の形の中では、共同化の方向に一番向いておるのはやはり果樹園芸地帯の農業なんです。それぞの經營者の自主的な意欲によつて、家族農業では限界があるからこれを共同化の方向へ進めなければならぬということだ、それが急速に伸びておるわけだ。昨日委員会を通りました果樹振興法にいたしましても、その指導方針というものは、果樹地帯においては共同化を指向して計画を立てさせて、これに対して政府が助長するということになつておるわけだ。そう

なれば、政府のお考えは、むしろ資本的に力のある者はあくまでも家族経営農業にくぎづけさせる、それ以下の一段力の弱い階層の農家に対しては過渡的に協業を助長するということになつておるが、現実それは逆です。資本力のある農家がむしろ現状を脱却して共同化の方向をとうとうというこの現実を一体どう考へてこの基本法というものをお作りになつたか。しかも、どこまでも信仰に似たような氣持で、神様や仏様を信仰するような氣持で家族経

営農業でなければならぬというようにことを唱えておるが、現実にはそれと違ふのです。ですから、きのう総理大臣は特に果樹農業に一例をとって指摘されたので、この現実と政府案との根本的な相違点というものを対してどう考へておるかということですが、

○池田(男)国務大臣 われわれの考え方が、私は現実的だと思ひます。農民の土地に対する執着、作物に対する愛着の点から申しまして、家族農業が原則である。そして、われわれは、要すれば、家族農業でやっていただきたい、それだけでは足りないというとき、には協業というものを考へておる。あなたの方では初めから共同経営というお話でございすが、その点の考え方が、われわれの方がちよつと広いのではないか。

それから、昨日果樹園芸農業と言ひましたのは、今まで果樹園芸の方がどちらかといへば米麦より生産性が高いために、それがだんだん資本がふえていつて裕福な農家になった。そこで、私は、資産のあまりない、いわゆる小農業者につきましても、金融その他でりっぱな園芸家に育て上げていくように考へておる。こういうように昨日は言つておるのでございすが、物事を小さく見ずに、大きく希望を持って見ようというのが、われわれ自由民主党の考え方でございすが、

○芳賀委員 われわれはむしろ池田さんよりも数倍大きな視野と情勢の展望の上に立つてものを言つてゐることは、これは明らかです。

そこで、お尋ねしたい点は、それはどあなたが農民の土地所有に対する愛着と執着が強いということを強調され

るならば、どうしてこの基本法の中でその農民が愛着の土地を手離さなければならぬようなことを考へたに於いておるかという点をお尋ねしたいので、社会党の場合は、明らかに法律の中で、土地は耕作する者の所有とするということを中心としておるわけですが、

しかし、政府案の場合は、二町五反以上の農家を百万戸育成するためには、どうしてもその一部分に農地の所有を集中しなければならぬという努力が行なわれなければならぬわけですが、少なくとも現在より百万戸歩をこえる農地というものが上層農の人々に与えられる状態が生れなければ、二町五反、百万戸の達成ということは絶対できないわけですが、それを無理に進めるために、農業協同組合に農地の信託事業をやらせる。これは農地の集積なんですよ。

こういうことをやらして、農業協同組合の中で力の弱い下の階層の組合員が農協に土地を信託して、究極には自分の愛着の土地を手離さなければならぬような状態に追い込む。しかも、その仕事を、農民の利益を守ることを一番の目的としておる農業協同組合にそのお先棒をかつがすような、こういうやり方は一番悪質な方法であるといわれれば考へておるのですが、そういう状態にだんだん追いこんで、土地を手離さなければならぬようにしなければならぬという根拠は一体どこにあるのか、その点を総理大臣から御説明願ひたい。

○池田(男)国務大臣 われわれは、農民の土地に対する執着というものを考へておるから、やはり家族経営でやり、そして、それでなかなかむずかしいというときには、信託制度とか

協業をやるうとしておるのであります。あなたの方では、共同経営といつて、いかにも法律で土地を持たずんだといつても、私は、それは実態に合わぬ、人情に沿わぬと考へておるのであります。詳しくは農林大臣から……。

○芳賀委員 総理大臣は自分の法律もあまり読んでおらぬ。もちろん社会党の基本法はページも読んでおらぬでしよう。ですから荒唐無稽なことしか言えないわけなんですね。現実にはそういうことでは問題は違ふのです。一体、日本の農地制度が十五年前にどういう変遷をたどつてきたか、自作農主義が十五年たつた今日ますます零細化、細分化されておることは、これは総理大臣も認めておる点だと思ひます。これを集中しようということになれば、現在と逆な強い施策というものが当然行なわれなければ、そういう土地の所有の集中化ということとは絶対にできないのです。できないことを無理にしようとするれば、何かこれは権力的にやらなければならぬということに当

然なるのであります。政府の基本法は、形だけは西ドイツの農業法をまねておるのです。精神はまねていないのです。形だけいかにも西ドイツの農業法をまねておるが、西ドイツの場合には、一九四九年から五九年までの十年間には、農地の零細、細分化というものは停止して、そして、その小所有がだんだん解消されて、所有の拡大というものが行なわれてきておるわけですが、大体十年間に十ヘクタール以下の農家というものは二十万戸減少しておるのです。一割以上減少しておる。日本の場合には、この十五年前にむし

ろ零細化が進行して、その結果は、専

業農家が極端に減つて、兼業農家が増大しているということになっておるわけなんです。こういう現実というものを全く考へないで、今後二町五反経営の農家を百万戸育成しますということをお言ひされて、これはどうしてやるといふ確信というものは何もないと思ひます。政府の方で、もしこうやればやれるという根拠と具体的な方向といふものがあれば、この際示してもらいたいと思ひます。

○周東国務大臣 お話の点でありますけれども、先ほど御指摘になりました、農業協同組合の信託制度をしく、このことは零細農家から土地を取り上げるといふような考へを持っておるのではないかと、私の考へじゃないかといふお話ですが、これは、私も、むしろ逆でありまして、いろいろな関係で土地を放棄してほかの方へ行かれようとする希望のある方の方へ行かれよう、農地としてやはり使われるように、ほかの方に行かぬように預かって、そして農地を農業をやつていく方の方へ持つていくという立場で考へております。そういう形でありまして、これをこしらへたからすぐに零細農を追ひ出すという制度が中に入つてゐるのだという御指摘は、少しきつ過ぎると思ひます。実体はさうではありません。

それから、むしろ私どもの方が今日まで零細化されるのがだんだん多いという御指摘でございすが、これは、一面におきましては、相統が均分相統になつておるということもございまして、うし、また、いろいろの点で、みずからは兼業によつて収入を得る方がいいという格好で、一部を減らして兼業農

家がふえるということもございまして、従つて、私どもは、今後農業基本法において、一面においてはやはり家族経営農業に対して基盤を大きくしつつ、それで自立されるような農家を作るといふこと、反面には、零細農でそういうふうな土地柄が肥えてない場所においては、希望によつて協業化を助長していこう。それに対しては、社会党さんの案の方にもいろいろ突き進んだ土地の問題についてもあります

が、私どもの方も、やはり、国有林野等につきまして、必要な箇所においてはこれを払い下げるとかその他の方法によつて、牧野面積をふやすということも考へております。各地域的に土地はたくさん余つておるものじゃありませんから、理想的形態として二町五反・百万戸と出ておりますけれども、そういう問題を、地域的に、また必要箇所々々において増反その他のことによつて土地の増加もやりますし、他の方に移転していく農家の方の土地もあわせて考へていく。これが一体となつて基盤強化となつておるといふことは、よく御存じをいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 委員長にお尋ねします。が、総理は何時までおられるのですか。

○坂田委員長 芳賀委員に申し上げますが、総理は、昨日からのお話の通り、やむを得ぬことでもう退席されるので、引き続き農林大臣に御願ひいたします。

○芳賀委員 それでは、総理にも一問だけお尋ねします。農業の発展の一つの大事な点で、工業化というものは総理も十分関心を持つておられると思ひます。農民が

原料を生産して、農民の蓄積した資本をもつて工業化をだんだん発展させるということは否定なさぬと思う。好ましか好ましくないかというのをあとで答えてもらいたいと思うのです。

それから、もう一つ、これを大きく進める場合には、今までのような形の小さいちやちやな農村工業ではだめなんです。少なくとも最低何億とか何十億というような、そういう施設の農村工業でなければ、他の民間企業とは対抗できないと思うのです。それから利潤もそこらあがらないと思うのです。それで、一応考えられることは、

それは農民が生産した原料を主体にして今後どういうような大規模な工業化が望まれるかということになるのですが、たとえば、畜産農業の発展の中で乳業というものは相当期待が持てるわけですね。あるいは、政府は大麦は、はだか麦の転換を考へておるが、たとえばビール工場なんかは、これは、ビール麦は大麦ですから、どんな農民が生産して、その農民の資本でビール工場を建てれば、今よりまだまだ安い値段でビールをお茶がわりに飲ませることができると思うわけです。

それからまた、ビール工場にしても、せっかく農民が努力してビールを生産しておる。しかも農民の資本で工場を建ててコストが安いビール糖を生産して国民経済に貢献しようとする場合には、政府は援助しなればならぬと思ふのです。ところが、現在までは、北

反対ですよ、総理大臣。たとえば、北海道において現在八つの会社が工場新設を競争していますが、これが、四人農林大臣がかわつたけれども、なかなかききまらぬ。最近では北海道における

ビール新設工場の政界地図というものがあつておる。その申請しておる会社ごと政界の勢力者が全部裏に控えておる。そういう地図があります。総理大臣に端的に言うのは失礼でありますが、これは総理大臣といふ肩書はついておらぬが、十勝、根室において申請されておる名古屋精糖については、この大きな政治的バックは、池田勇人君、益谷秀次君、大平正芳君、この三人が、いわゆる政界地図によると、名古屋精糖新設に対する最大のしり押し勢力。いろいろ全部あるのですが、時間がなないので申し上げませんが、それと同じ地区に、今言った農民資本にと同じ地区に、今言った農民資本によつて新設したいということ、隣り同士で対峙したいという状態です。ところが、十勝の西十勝というものが、いろいろ条件から見ると一番先に建てなければならぬ。ですから、こういう障害を打破するためには、原則をきめて、今後の農業発展のためには、工業化のためには、農民の生産した原料を主体にして、農民の蓄積した資本によつてこういう企業というものを盛んに興してやれる場合には、それを助長するといふことが一番とるべき方策であると思ふますが、これを阻害するいろいろな要因があるわけです。ですから、この点に対しては、御退席前に、

工業化の問題については、農民が原料を生産して、蓄積した資本でこういう規模の大きな近代的な工業化を進めるという意欲に対しては、政府は全幅の賛意を表してこれを積極的に進める御意思があるかどうか、聞いておきたい。

○池田(勇)國務大臣 方向としては賛成でございます。農家が自分の生産物を加工し、加工工業に進んでいくことは、望ましいことであります。また、農家ばかりでなしに、協同組合等が出資して、そしてこれをもともに育成していくことも賛成でございます。ただ、現実の問題として、今すぐできるかできないか、これは実態に沿つて検討しなければならぬ。方向としては賛成でございます。

つけ加えて申し上げますが、ビール工場に対しては私は今まで全然関係しておりません。その点だけはつきり申し上げておきます。

○芳賀委員 この点は大事な点です。今後の甘味資源の国内の増産態勢を進める場合にこれは一番の序の口になるけれども、北海道においては、ビール工場の新設問題は焦眉の急ということになっておる。一番先に片づけなければならぬのは、今私が総理大臣にただした十勝の西十勝において名古屋精糖とホクレンの申請が両立しておることです。今総理大臣が答弁したような趣旨でこれを解決するわけですが、おのずから問題は解決されるわけですが、そのうでない方向にこれを持っていく気になると、これは基本法が全く泣きます。ですから、この点は総理大臣として十分腹におさめて、総理大臣は、しばしば、私はうそは言いませんといふことを言っておるから、今の答弁通りやるかもしませんが、その趣旨を農林大臣も体して、このビール工場問題に対しては正しい方向にやる勇氣があると思ひますが、いかがですか。

○周東國務大臣 重ねてのお尋ねであります。私は、正しい判断のもとに、資料を集めて最後決定をいたすつもりであります。

○坂田委員 暫時休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午後一時四十九分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出の農業基本法案を一括議題として、質疑を続行いたします。倉成正君。

○倉成委員 昨日総理大臣に對しまして国民経済における農業の位置づけについて御質問申し上げたのであります。が、おおよそ、その国の農業の基本的政策は、国情、時代によつてその目標が定めらるべきであると思ふのであります。が、今次の農業基本法案は、近時農業従事者の生活水準をいし所得が他産業に比して格差が広がってきたこと、経済成長に伴う農業収容人口の減少、また国民の食生活の向上に伴う農産物の需要の変化ということがその背景にあるかと思ひますが、これらの理解のもとに第一条が掲げられておるのでございます。この第一条の中に、農業の生産性の向上という、いわゆる経済の合理性を追求する項目と、もう一つ、農業従事者の所得が増大して他産業の従事者の所得水準と均衡するといふいわゆる社会福祉的な目標とが同時に掲げられております。この二つの目標は、ある面においては一致する面があるかもしませんが、西歐諸国の例をとりますと、生産性が向上しますと、必ずしも所得水準が上昇しないという実情にあることは御承知

の通りでございます。従ひまして、この生産性の向上と同時にあげられまし生活水準の均衡、この二つの概念をどのような形で調和されるつもりか、まずお伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 お答えいたします。今日のわが国農業の現状から見まして、これが新しい農業政策の実行によつて農業の生産を上げていくということに關しましては、何と申しまして、根本は生産性を引き上げることです。この点は、生産性と申しますと、あくまでも、農業収容人口一人当たり、ときに一時間当たりということでも言われますが、その能率ということでありまして、これを引き上げるといふことが何よりも日本の農業としては必要だと思ひます。しかし、御指摘のように、農業の生産性を上げまして、またそれによつて生産の増加をばかりまして、これだけでなかなか生活水準の均衡ということは得られないことは御指摘の通りであります。こと

に、私どもは、昨日でしたか、社会党の方のお尋ねにもお答えいたしました。が、農業生産の所得だけで生活水準というものがよくならない、当然、それには、生活環境、生活、文化、あるいは交通、あらゆる面において農村を都市と近似した形にまで引き上げることによつて、これと合わせて生活水準の向上といふことでなくちやならぬと思ひます。その間におきましては、御指摘の、どちらを主にしどちらを従にするとか、その間の調和をどうするといふことじやなくて、生産性を向上させつつ生産を増加し、あわせて他の所得関係以外の生活環境というものの改善によつて生活水準を上げる。その間

の通りでございます。従ひまして、この生産性の向上と同時にあげられまし生活水準の均衡、この二つの概念をどのような形で調和されるつもりか、まずお伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 お答えいたします。今日のわが国農業の現状から見まして、これが新しい農業政策の実行によつて農業の生産を上げていくということに關しましては、何と申しまして、根本は生産性を引き上げることです。この点は、生産性と申しますと、あくまでも、農業収容人口一人当たり、ときに一時間当たりということでも言われますが、その能率ということでありまして、これを引き上げるといふことが何よりも日本の農業としては必要だと思ひます。しかし、御指摘のように、農業の生産性を上げまして、またそれによつて生産の増加をばかりまして、これだけでなかなか生活水準の均衡ということは得られないことは御指摘の通りであります。ことに、私どもは、昨日でしたか、社会党の方のお尋ねにもお答えいたしました。が、農業生産の所得だけで生活水準というものがよくならない、当然、それには、生活環境、生活、文化、あるいは交通、あらゆる面において農村を都市と近似した形にまで引き上げることによつて、これと合わせて生活水準の向上といふことでなくちやならぬと思ひます。その間におきましては、御指摘の、どちらを主にしどちらを従にするとか、その間の調和をどうするといふことじやなくて、生産性を向上させつつ生産を増加し、あわせて他の所得関係以外の生活環境というものの改善によつて生活水準を上げる。その間

におのずから調和をとっていくようにするつもりであります。

○倉成委員 生活水準の向上と生産性の向上と、いろいろな政策によって調和をとっていくというお話でございまして、まず、言葉の厳密な意味から申しまして、農業の生産性の向上というものが非常にわかり切ったことのように使われておりますけれども、もう少し詳しく、生産性の向上というのは一体何を意味するか、生産性とは何を意味するか、また、生産性の向上ということがどういうことによってできるかというところをお伺いしたいと思います。

○周東國務大臣 お答えいたしますが、生産性の向上と私がここで言っているのは、何と申しまして、労働に對する収益と申しますか、労働に對する報酬というものを生産性と言っております。もとより、生産性というものは、倉成さんのおっしゃったように、土地に對する生産性というものもありまして、資本に對する生産性というものもあります。ここで私が最も考えなくちゃならぬのは、従来、日本の農業というものは、御承知のように、過剰労働投下という形であって、かなり労働に對する生産性というものは閉却されておったんじゃないかと思われるのであります。今日、私どもは、何としても農家の一人当たりの生産を上げる、わかりやすく言えば、能率を高めるといふことであると思ひます。

まに農家を減すということとは、私ども考えておりません。幸いなことと申しますか、これが日本の力強い経済の発展だと思ひますが、全産業、第一次、第三次産業における成長が非常に著しいものであります。このことは当然日本の経済の発展であります。それに沿って労働者の吸引ということが起つて参ります。そこに農村における人口の移動というものが現に起つてゐる。そういうことから生じて参ります。そういうことを善導しつつ、その方へ行きたいという方々に対しては、できるだけよい機会に恵まれてよい就業をなし得るよう、雇用の機会が求められるよう、技術訓練も教育訓練もやろう、あとに残った少数の者に対しては、一面におきまして少数ではどうなるかという心配がありますが、ここに初めて農業の近代化をなし得る素地ができてくるわけでありまして、そこに機械化あるいは高度の技術化を行ないつつ生産を高め、一人当たりの生産性を高める。こういうふうと考えております。

○倉成委員 労働生産性を中心として考えるという大臣の御説明は了解できるものでありますけれども、生産性の向上というときには、一定の技術条件のもとにおきまして、人的、自然的資源を最高度に効率を発揮させるということでありまして、労働のみならず土地、資本の流動性を確保いたしまして、これらの限界生産力が一致いたしますときに最高の収益が出ると理解するわけでありまして、なぜこういう理解すべきことを申すかと申しますと、労働の移動あるいは資本の移動、土地の移動、この三つがうまくいかないと生産性は上がってこないわけでありまして、当面の目標として労働の生産性というものを考えましても、施策として考えるときにはこれらのことをはつきりしておかなければならないから、特に申し上げておきたいのであります。日本の場合には、土地の生産性は非常に高い、しかし労働の生産性は低いというふうな言われておりますが、資本の生産性ということについて御検討になったことがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○周東國務大臣 ただいま私がお答えした中にも、生産性を論ずるときには、土地に對する生産性、また資本に對する生産性というものは当然考えられなければならぬが、今までやや顧みられなかつた労働の生産性を特に取り上げて高めるといふことがねらいであるということをお願いいたします。もとより、土地については、少ない土地を最も効率的に使い、集約的に使つて生産を高めるようにしたい。資本についても、御指摘のように、私どもは、いかにして農業に投下される資本というものを有効に回転率を早めて資本の効率的な生産性を高めることをやるべきかということについては、今後とも考えていかなければならないと思ひます。おのずから農業というものの持つ本質から見まして、今まで資本回転率というものもかなりおそいわけでありまして、そこに資本に對する生産性も低いといふこともありましようが、今後の農業におきまして、どうしても土地を對象としてゐる農業生産力、自由に時期的に生産に弾力性を持たすことのできないものとしてはそこに限度はあると思ひますけれども、今後、作物對

象によりまして、あるいは畜産物のごときものにつきましてはその点はかなり改善し得る余地があるのではなからうか、かように考えております。

○倉成委員 資源の有効利用をはかるために、各生産要素の移動が自由であることが前提になるわけでありまして、生産性の格差、特に他産業との生産性の格差というものを言う場合には、先ほどお尋ねすることを省略してあります。そこで、明日社会党にもお伺いしたいと思つておりますけれども、生産力という言葉を使わないで特に生産性ということに掲げられた理由はどういうところにあるか、お伺いしたいと思います。

○周東國務大臣 私ども、現在の日本農業のあり方からいたしまして、労働に對する生産性というものをいかにして高めるかといふことは、これは最も大きな中心課題になると思つております。社会党の生産力を上げるといふ中には、おそらくこれは生産性を無視してはいらっしゃらないと私は思ひますが、しかし、字の持つ意味が、単に生産の増大ということだけにとられては、私はいかぬと思ひます。生産の増大も必要であります。その増大される生産というものの内面で、労働力の生産性が高められて総生産が上がつていくという形でなければいかぬと私は思ふのであります。むしろ、現在の日本農業として一番閉却されておつたのが一番大きな問題になると思つて、はつきりとこれを書いたわけであり

の上がる結果として物量的生産が上がることは望ましい、こういうお考えでありますか。——そういうふうな理解いたしまして、次の問題に進んで参りたいと思ひます。

生産性の格差の是正ということがここに掲げられておりますけれども、生産性の格差、特に他産業との生産性の格差ということを用意する場合には、先ほどお尋ねすることを省略してありますけれども、生産性という概念は通常物

○倉成委員 単なる物量的な生産が上がつても、生産の能率が上がらなければ何ものならない、だから、生産の能率

の概念がその中に入ってくる。また、他産業と農業の生産性を考える場合に、所得の場合には、農業の場合には家族ぐるみの企業でありますし、他産業では、勤労所得、あるいは個人の賃料、個人利子というような場合に、企業の中が分解して参つておりますので、これらの格差の是正といふのはどういふ意味であるかをお伺いしたいと思います。

○周東國務大臣 これは、あなたのお話の通りでありまして、生産性の格差を論ずる場合において、物量的考え方でありまして、しかし、それはなかなか比較がむずかしいので、でさうがった物について、これを価格に見積もつて双方を比較するといふことになることは御指摘の通りだと思ひます。もとより、その場合における比較にいたしましては、第二次産業、第三次産業における所得関係につきましては今後研究しなければならぬが、今のところは法人所得が大体そのまま入つております。また、農業に關しましては、家族経営における多数の家族が全部そ

ここに包含されているということは、今後における比較考量的場合に再検討して見る必要があると思います。ことに、農業に關しましては、時間的にどれだけ農業に集中して従事したかという人間だけの場合と、学校に行きつつこれを手助けをしたというものも統計によつては入つておるといふ問題、こういう点は時間的に比較するといふことが一番正しいかと思ふのであります。こういう点については、將來いかなる形にこれをとつて比較考量的にするかという点について、同じスタンドに立つての比較をしたい、かように考えております。

○倉成委員 まず、他産業との生産性を比較する前に、農業について、海外諸国の労働生産性、これと比較してみたいと思ふのであります。海外諸国での労働生産性が農業の場合にどういふふうになつてゐるか、大臣でなくてもけつこうですから、お答えをいただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 事務の方からお答えをいたさします。

○倉成委員 あとで答えをいたさしてしまふので、実は私の方で数字はわかつておるのであります。

○大澤政府委員 お配りいたしました資料に載つておりますが、一般的に見まして、反当土地面積の生産性、これは各国に比べて低いといふことはいないものでありますけれども、労働当たりの生産性ははるかに劣つておるといふやうな数字が出ております。

○倉成委員 海外諸国での労働生産性のとり方にはいろいろあるかと思ひますけれども、この他産業との格差の是正という前に、農業の生産性の向上

といふことを掲げる以上、少なくとも海外諸国での労働生産性との比較といふことがある程度大きな課題になつてくるかと思ひますが、アメリカ、イギリス、こういうところは格別としまして、大体海外諸国との生産性の格差をどの程度までつづめることができるか、御自身があるか、承つてみたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは、労働生産性の上から言へば、一時間あたりとか一人当たりといふことの能率關係になりますけれども、しかし、英米独の方面におきましては、農業の形態がだいぶ違つております。大体資本經營で大きな面積をやつておる。そういう点で、直ちに比較することはいかかと思ひますけれども、ただいまも申し上げましたように、単位当たりの生産性といふものは日本の方がいい。従つて、その面におきましては、何といたしましてても向こうは少数経営であります。こちらは家族経営で、しかも、先ほど申し上げましたように、過剰労働投下という格好になつておる。この形をある程度変えていくといふことが日本農業に課せられた大きな中心課題だと思ひます。その点につきましては、先ほど申しましたように、今日こちらから強制的に出すのでなくて、現実、他産業の発展に沿つて、大きな経済成長の伸びに沿つて労働移動が行なわれておりますから、その点、ある程度改善していくといふことは、一つの外国の生産性に近寄つていくものではなからうか、かように考えております。

○倉成委員 海外の問題はその程度にしまして、この一条の中には、社会党案で見ますと自給度の向上といふこと

がいろいろ掲げられておりますが、自給度の向上といふことをなぜこの一条に掲げてないかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは、私は、終局においては、やはり将来の日本における各農産物の需給の見通しに立つて、そうして、それを作るに於いて生産性を向上させ、そうして、それらの需給に見合つた形において必要な農産物を増産拡大していくといふことが必要であり、その結果で得る限り自給していくといふことが望ましいと思ふ。当然のことだと思ふのです。ただ、往々にして間違われるといけませんのは、この前の戦争中のように、これはやむを得なかつたことであります。経済の問題を無視して何でもかんでもアウタルキーの考えで日本国内でも自給せよといふ考えは、私は持たないのです。おそらく、その点は、社会党さんの案といえどもそれは考えてはいないと思ひますが、当然のことであつて、私どもは、むしろ需給に見合つた生産をあげ、それをやるにつれて、繰り返しますが、生産性の向上によつてやうていく、こういうふうな考えでおります。当然のことだと思つております。

○倉成委員 自給度を高めるといふことは生産性の向上の結果出てくるものであつて、生産性を無視して何でも増産をしていくといふ考え方には反対でございます。同時に、角屋委員から総理並びに農林大臣にお尋ねになつて、必ずしも質問も答弁も明快ではなかつた点がございまして、私からあらためてお伺ひしたいと思ひますが、所得均衡といふことを言わずして生産水準の

均衡といふことをなぜ言つてゐるかといふことと、ございませうけれども、他産業では、できるだけ多く一人で働いて収入を得ておる。ところが、農業の場合には、二人も三人も働いて生活ができておるといふことになつて参りますから、これが生活が均衡したといふ労働強化によつて生活が均衡するといふことになつてくるわけですね。こういった点、どうして生活均衡と言つて所得均衡と言わなかつたかといふことを一つお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 それは私もたびたび申し上げておる生産性の向上といふことにかかつてくるわけでありまして、所得の均衡といふことも、農業生産といふものの自体からある所得によつてこれを同じにするとはなかなか困難だと思ふ。これは、社会党さんの方できのうも言つておられたが、特殊な施策をとつて、しまいは売れても売れぬでも、価格で相当大きな幅に上げれば、これは所得の均衡といふことができるかもしれません。私も、そういう形をとらずに、一人当たりの生産性を上げつつ、しかも経営単位といふものを一つの理想単位に置きかえまして、今までの多数の人によつてやるといふ形をとらないことがよろしいと思つております。そういう意味において、所得均衡という言葉は出しませんでしたけれども、生活水準を均衡させるといふことは、先ほど申し上げましたように、所得をだんだんふやしていくといふことも生活水準の均衡の一つの要素にはなりますが、しかしながら、生活水準の均衡といふことになりまふと、そのほかに、繰り返して申しますけれども、生活環境、たとえば上

水道、下水道、無電地域に電灯をつけるとか、あるいは無医村地域において医療施設を設けるとか、いろいろな事柄によつて進歩させるといふやうなことが、あわせて全体としての生活水準を均衡せしめることになるので、これの方を私も主としてとらえてかくのごとく書いたわけでありまして。

○倉成委員 農業の場合にはたくさんの方が働いておる。それで生活は一応何とかやつておる。他の産業の場合には、通常世帯主が一人働いておるもので、これによつて生活がささえられておる。ですから、生活だけを比較して均衡を得たとしても、ほんとうの意味での均衡とは言えないと思ふのであります。やはり、將來は、急には無理であるにしても、所得の均衡といふやうなことを目標としながら近代的な経営を作り上げていくことが必要ではないか、そういう意味で御質問を申し上げておるのであります。

そこで、農業の所得と非農業の所得とを比較する場合に、一体、農業のいかなる部門と、他の産業ではいかなる産業の従事者とを比較していくかといふことが非常に問題にならうかと思ひますが、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは各地域においても私は違つて参ると思ひます。一律に全国的にきめることはなかなか困難だと思ひますが、大よその考えをいたしましては、よく米価算定の基礎になる生産費補償方式の中に出てくる家族労働といふものをいかなる労働賃金と比較するかといふ問題が出て参ります。そういうふうな面におきまして、大体、私も、米価算定に關しま

しては、たとえばこれは全国の製造工業における従事者の平均賃金というところをとりあげます。これは一応の考え方であり、今後における農業者と非農業者との所得についての比較という点については、ただいまお尋ねの点につきましては、これは一律一体にいかぬ点がございふあると思うのです。農村におきまして、大体農村近郊の都市の問題と比較することが妥当な場合もございふし、また、大都會近郊における農家との比較という場合、おのずから私はそこに妥当するものを見出し得る、かように考えております。

○倉成委員 ただいまの御答弁では必ずしも明確でないのですけれども、少なくとも、目的に、他産業との生産性の格差の是正ということ、他の産業の従事者と均衡する生活ということをうたった。そういったと、当然これはグリーン・レポートの部門に現われてこなければならぬということですから、どうしても、心がまえとして、農業の部面ではどういふ階層の農家を中心として考えるか、他の産業についてはどこを大体対象とするかという、農業全般についてはやはり考えておく必要があるのではないかと思うのであります。この点、もう一度お伺いしたいと思ひます。

○周東国務大臣 目標としては、家族経営農家を中心として、それが自立し得る農家を作るといふ問題であり、それからの農家と、大体、先ほど申しましたように、一応の目安は、たとえば全国における製造工業における労働者賃金の平均というものが考えら

れてしかるべきだと思ひますが、なおこの点についてはもう少し深く掘り下げて研究したい点が残っております。

○倉成委員 この点は、さらに深く御検討いただきまして、早急に結論を出していただきたいと思います。同時に、農業所得と非農業所得とを比較する場合に、農業所得の中では、地代あるいは借入金金利というふうなものも控除されないでいるのじゃないかと思ひますが、この点はどういうふうにお考えになっておられますか。

○大澤政府委員 先ほど大臣からお話がございましたように、他産業の従事者と農業従事者との生活の均衡をはかつていくという目標として、どういふものをどういふふうにするか、こういうお話だったと思ひます。そこで、均衡という言葉でございふところ、つり合ひをとるといふことでございふので、農業従事者をつり合ひがとれるべきものとつり合ひをとる、こういうことになり得ます。比較の対象としたしましては、最終的には年次報告で生活水準の問題を論ずるときに農政審議会等の御意見を聞いてきめることになり得ますが、都市の勤労者ですとかあるいは生活環境を同じにする町村の勤労者の生活と比べるということも考えられます。生活は福祉の観点から見る問題ですから、方法としては消費水準を比べるということが考えられるのではないかと思ひます。

そこで、今お尋ねの、農業従事者が所得としてとる中には、地代部分もあり、あるいは利子利潤の部分もあるというお話でございふますが、その通りでございふます。そこで、比べます場合には、わが国の農業経営は、先般来から

いろいろお話がございましたように、家族農業経営という形でやっております。今御指摘のような要素所得というふうなことが経営の中で実現しておりません。そこで、無理にそれを規制的に分けるというふうなことも実際に合わないと思ひますので、混合所得という形でとらえて、消費水準、消費生活を他の産業部門の勤労者と比較をするということになります。

○倉成委員 西ドイツあるいはフランス、こういうものににつきましては、御承知のように、労働報酬と生産管理者報酬あるいは利子というふうに分けて年次報告に出ているわけではございふけれども、日本の場合に混合所得をとる、これは今日の日本の農業の現実からいへばやむを得ないかもしれませぬけれども、その中で特に地代をどう考えるかというところは、米価審議会等でもいろいろ問題になることではございふが、土地の価格と地代をどういふふう

に評価するかということが今後非常に重要な問題になるかと思ひますので、地代について現在の統制小作料を一応前提としてお考えになっているのじゃないかと思ひますけれども、一体これが現状のままではいかうかという点をお答えいただきたいと思ひます。

○周東国務大臣 小作料が現在のままでいかうかというお尋ねでございふますが、かなり土地の収益性の上がっております。今日から見ますと、これはもう一度再検討する必要があると思ひます。

それから、何ぼにするかというふうなことは、まだこれから研究の結果、収益性の状態を見まして地代小作料について決定をいたすことが妥当であらうと思ひます。

○倉成委員 私は、小作料を幾らにしたらいいかということよりも、小作料の評価によって農業所得の考え方が非常に変わってくる、そういう意味で申し上げたわけではございふけれども、その問題はさらに御検討いただくことにいたしまして、自立農家と他の産業と比較するというのが一応の目標であります。そうなるべくと、自立農家になり得ない農家は均衡すること、できないということ、非常に零細な農家が困ってくる。この点についてどういふお考えを持っておられるか、お伺いいたしておきます。

○周東国務大臣 倉成さん御承知のように、将来の農家のあり方を構想してみますときに、私どもの助長して参りたい点は、たびたび申しましたように、家族経営農家の自立し得る農家ということを対象としておられます。しかし、いろいろな事情で急速に参りませんで、その間に零細な農家が一面農業農家としてふえて参ります。そういう面から見ますと、一面において、これらの農家の所得比較ということになりますと、農業からあがる所得と、もう一つは兼業収入、農外所得というものが合わさって一つの農家の収入ということになります。そういうものと他の産業の労働者との比較といふことになって参ると思ひます。

○倉成委員 これらの点は、構造改善の部門でもう少し掘り下げてお伺いしたいと思ひますけれども、その前に、構造改善等をやる前提として生産の選択的拡大ということをここに掲げてございふけれども、選択的拡大というのは一体どういう意味か、お伺いいたしておきます。

○周東国務大臣 将来日本の農家に指導して作らせていくというものは、何としても必要の伸びるもの、また、外国から輸入しておるものの国産化と申しますか、外国からの輸入商品に對抗して競争力を強めるようにする農産物。また、逆に、今度は、需要の減るようなものについてはこれを転換させつつ持つていくというふうな形で今後の指導なり助長をしていきたい。そういう意味において、農家に対して、将来の需給見通しを立てつつ、将来需要の伸びるもの、あるいは輸入農産物の国産化ということから見て、そういうものを選択して作らせる、こういう意味であります。

○倉成委員 農業の生産物の中で成長財と非成長財と分けていくという御趣旨のようであり得るけれども、農家の収入の半分を占めておられますのはお米であります。それから、特に西日本地区等におきましてはカンショがかなり大きなウェイトを占めておられるわけであり得ます。これらの米並びにカンショについては、成長財とお考えになりますか、非成長財とお考えになりますか、お伺いしておきます。

○周東国務大臣 成長財という言葉の意味であり得ますが、将来ともなお需要が伸びていくというものから言へば、米もやはり同じ考え方に入りますけれども、最近における所得の増大に伴つて、需要の増大するものと減少するものとあります。わかりやすく言えば、一人当たりの需要がだんだんふえていくものと、一人当たりにすれば需要は減るけれども絶対量としてはまだまだ生産が伸びるものと、二つあります。

そういう意味から申しますと、米あたりは、少し変わって参りました、これは需要構造がだんだん変化して参りますので一人当たりはやや減っていく傾向にあります、これに比べて畜産物あるいは果樹、てん菜というようなもの、やはり将来伸びていく。そういう意味においては、これは狭い意味における成長財という事になりまして、御指摘のイモですか、これは、今、日本における甘味資源の対策として増加していくという格好であります。十年計画を立ててやっております。澱粉から糖化する、こういう問題から言えば需要は伸びていく。しかし、一人当たりの消費量はどうかといふかという点、これもやはりふえて参ります。そういう意味から言えれば、狭い意味における成長財と見て差しつかえないかろうと思ひます。

○倉成委員 米あるいは麦、イモ、これらの重要な農産物については、将来の需要をいかに見るかということが政策の中心になるかと思ひますので、これらの点については、さらに最近の需要弾性値等につきましてもいろいろ従来の方を修正しなければならぬ面が起つてきておるやうでありますから、御検討いただきたいと思ひます。

次は、今度の基本法の中心課題であります構造改善についてお伺ひしたいと思ひますが、政府案の第四章十五条以下の構造改善の基本的な考え方についてまず大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは、第一には、就業構造として、今後の理想の形態は、家族経営農家で自立し得る農家というものの対する就業者を大体二ないし三というような形に考えて参っております。これは一つの理想形態であります。しこうして、この生産基盤としては、理想形態としては二町五反というふうな考えております。これは、よく誤解がありますが、一応の計画目標であります。今日、日本全国を見渡しまして、大体一町五反以上の農家の生活というものは、満足ではないにしても、ある程度立ってはおるわけでありまして、これは地域的にも違つて参ります。一つの理想形態として二町五反、それに対して就業人員は二ないし三というものを考えております。これらの構造改善に關しましては、これをやるについては必要な経営に關する機械化あるいは技術の高度化というところが農業構造には大きな關係を持つております。こういう面を考へてつづ、それが実現しやすいやうに、各般の施策をこれに合せていこうというのが農業基本法の考え方でありまして、しこうして、家族農業だけでいけないもの、零細農というものは、これをそのまま捨てておくのではなくて、一面においては兼業農家としていくもの、ございまして。また、兼業農家と兼業せざる農家というものが共同して協業体制をとるといふことも一つの考え方でありまして。

も十分御検討をいただきたいと思ひます。

そこで、先般からいろいろ家族農業経営あるいは協業という点について質疑が行なわれましたけれども、まず、協業という点の意味について、これは社会政策では共同というふうに言われておりますが、どういふふうな意味が違ふのか、お伺ひしておきたいと思ひます。

○大澤政府委員 協業と申しますのは、英語でコーオペレーションという言葉であります。同一の生産行程、あるいは生産行程が異なりましても相互に關連のある生産行程で相ともに相並んで労働が行なわれる、そういう形態を協業と申します。

○倉成委員 共同との差異を伺つておりますから……

○大澤政府委員 協同組合などを使つておる協同と、ここで今回使つておる協業と、そう大きな意味の差異はございませぬけれども、協業と申します場合には、主として生産行程について力をあわせてやる形態というやうに、その点で意味が強くなるかと思ひます。

○倉成委員 そこで、大臣にお伺ひしたいのですが、家族農業経営と協業というものが何か全然相反するものやうな印象を与えておる。これは非常な間違いであります。家族経営の中にも協業を取り入れていく、そのある者は自立農家になるし、自立農家にならないう者が協業にウェイトを置いていくというふうで協業と家族経営というものが非常に交錯しながら相補いつつておると思ふのですけれども、この点、明快にお答え願ひしたいと思います。

○周東國務大臣 これは倉成委員の御指摘の通りであります。ただ、私もこれは、これに対してあくまでも農家の自発的な意思に従つていこう。しこうして、国の方向としては、従来から農村につちかわれております家族経営という体制、これは世界各国と同じやうに日本もまたそれでありまして、この家族経営というものを一つ近代化し、あるいは整備を持たせるやうに基盤も拡大していくことが一つの指導の原則であつて、また、自立経営農家といへども、従来からやつております生産物を共同加工し、あるいは農機具の共同利用という体制があるわけでありまして、こういう体制はもとよりやらせることが必要でありますし、これに対して助成もいたしますし、進んでまのついで、一部農業それ自体の共同経営というのをやる場合もあると思ひます。また、お話のやうに、零細農あるいは兼業農家が協業というのをやる希望のあるものは、当然われわれはこれを助長して参るつもりであります。

○倉成委員 自立農家を作つて参ります場合の前提として、耕地の集団化、また耕地の規模の拡大ということが非常に大きな問題になります。耕地の集団化については、本年度の予算においてもある程度芽を出しておるやうでありますけれども、これはもつと積極的な大規模にやらなければ、今日の日本の農業の現状から見れば、生産性を向上していくということも無理ではないかと思ひますので、耕地の集団化についてどのようなお考えを持っておられるか、大臣にお伺ひしたいと思います。

○周東國務大臣 これについては政府といたしましても積極的な助長指導して参るつもりであります。どうしても技術の高度化並びに機械化ということが進んで参ります。また、それをやらなければ生産性を高めることもできない。そういうものが必要になるとすれば、どうしても耕地というものは小さいもので各人がばらばらにこれを利用しておる格好では効率的でないと思ひます。そこに耕地の集団化ということが必要になって参りますので、私も積極的に指導して参るつもりであります。

○倉成委員 耕地の拡大の場合に、耕地を取得する、あるいは農協の信託によつてかなり広がっていく、いろいろ方法があるかと思ひますが、現在土地を国が買収しておりますけれどもまだ開拓に着手してないところが多々あるわけでありまして、これらの地域の中で、地元増反をやるならば相当自立農家ができていく、政府案のいわゆる自立農家ができていくという地域が、私の知つております九州でもたくさんあるわけでありまして、そういうものを、従来の開拓のやうにただ新規入植でなければいけないというやうな考え方を中心としなくて、もつと地元増反を積極的なやつで既存の農家の経営規模を拡大していくというところをお考えになつたらいかかと思ひますが、この点について基本的な考え方をお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 それは全く同感であります。私も、開拓政策というのか、開墾政策について、地元増反というものをこれからは原則として進めたい。

お話のように、国有となつておる土地で未開墾地が適地があれば、これを払い下げ、あるいは国で開墾してこれを分ける。とにかく、地元増反の方向へ向かつて考えていきたいと思つております。

○倉成委員 ただいまの大臣の御言明を單なる言明でなくして早急に実施に移していただきたいと思ひます。具體的な事例はたくさんあるわけでありまして、本日は時間の關係上申し上げませんけれども、特に御要請を申し上げます。

なお、自立農家を考える場合に、地域ごとの営農類型というのが非常に問題になつて参ります。どういふ資本裝備を持つてどういふ営農形態でやつていくかという事を明らかにしなければ、自立農家という事を申しもしません。これは抽象的なものになつてしまひます。これらの点について、営農類型について一つの試案でもお示しになるつもりかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○大澤政府委員 自立農家の育成をはかる一つの手段といたしまして、地域ごとの、あるいは経営形態ごとの営農類型というものがありますことは、国といたしまして、あるいは農家といたしましては必要だと思ひます。が、これは地域あるいは経営形態によりまして一口になかなか言えないものでありますので、私もいたしましては、本年度も予算をとつておりますが、試験場等を中心といたしまして営農類型のはつきりしたものを作り上げるということに努めていこうと思つております。

○倉成委員 なお基本的な方針を伺ひ

たいのですが、大臣から一つ御答弁をいただきたいと思ひます。昨日の總理に対する質問でも出たのですが、どうしても地域によつて農業は非常に差がありますし、農業外に職を求めようとしてもなかなか行くこともできない低所得の農家、これらの農家をどうするかという事は、世界各國におきましても、アメリカでは大統領、その他におきましても最高の責任者が一つの施策の重点に置いている事柄であります。これらの点について、農林大臣は、たとえば低所得の農家に対する資金の援助とか補助金ということもさることながら、改良普及事業を例にとりまして、そういう地域については普及員をたくさん出してやり、そして特別優秀な普及員をここに派遣するといふような具體的な施策が必要ではないかと思ひます。これは、かつて長崎の部長時代に、対馬には最も優秀な普及員を派遣したことがございまして、非常な効果をあげたのであります。が、これらの施策を国の施策として遂行されるおつもりがあるかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 自立経営農家を目標として新しい農業政策を実行するといふこと、これはもう抽象的にははつきりしておりますが、御指摘のように、これを各地域にいかなるものをいかなる形でということについては、なかなか容易ならぬものがあると思ひます。それにつきましては、政府といたしまして、各地域ごとに営農類型を確立し、これをもとに指導していくという格好をとるために、積極的にもっとそういうことをやっていこうと思ひます。また、これらの新しい施策を実

行することはあくまでも農家の方々にその深い理解を得なければなりませんので、片や営農類型の設置によつて指導すると同時に、なおこれら普及員等の指導または助言によつてそういう方向へ持つていく必要がある。これにつきましては、ただいまお話しのように、全国的に見ましても従来の農業改良普及員といふものはやや片寄つております。今後におきましてことに畜産、果樹といふようなものが中心になつていくとすれば、それらに対する経営の方向といふものにはかなり技術的な面が多く取り入れられなければならぬと思ひます。その意味におきましては、改良普及員等に特技を教へさせるといふ意味において、まず改良普及員の特技の修得に關して施設を考えております。これはここ数年來手をつけておりますが、その上に、農業者自体に對しても、これは全国十五、六府県になりますが、これらの各農業試験場等においてまとめて指導をやるというやうなこともしております。従つて、そういうやうな面から全國を考えると同時に離島に對しては山村の深いところ等に対し特殊な指導をやつたらどうかといふことについては、私も特にそういう面に意を用いて今後助長したいと思ひます。

○倉成委員 政府が政府案におきまして農業協同組合法の改正、農地法の改正が、行なわれるようでありますけれども、この中の農業生産法人と現在の農業協同組合との關係、これは非常に将来いろいろ大きな問題が出てくるんじゃないかと思ひます。たとえば、生産法人がどんどん大きくなり

まして販売、流通その他の面にまで入つて参りますと、これらの農協とどういふふうな調整をとつていく方針か、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは、私も、今度の農協法の改正によりまして農協の中に生産法人的なものを作るといふことをまず考えております。こういう形にいたしますことによつて、従来の農協との間における連絡を密にできると思ひます。あくまでも、生産法人ができて、その他の仕事に關して農業者として法人が他の法人農業者と同じ形において農協を利用していくという形に持つていくことが原則であると思ひます。ただ、このたびの生産法人の中には、合名、合資といふやうな形のものがあるからあり、そういうふうな事柄についてはこれもあわせて認めておりますが、こういう点は、原則的に、農協の育成と關連して農協との連関は密にさせていきたいと思ひます。

○倉成委員 次に、価格政策についてお伺ひしたいのであります。時間の關係上、ごく基本的な方針だけをお伺ひしておきたいと思ひます。価格の問題が今日の農家の経営にとりましても日本の農業全体の構造にとりましても一番大きな問題の一つであることは御承知の通りであります。ある意味において、価格は、農家の所得に對する影響もあつて同時に、消費者の立場においても考えなければならぬといふ点もございまして、構造の問題にも価格政策のかじのとり方一つで大きな影響を及ぼしていくといふことではあります。そこで、お伺ひしたいのは、特に政府案による価格政策の考え方によりまして、いろいろな要素を加

味して考えていく、だから、早く言えば、需要のあまりないやうなものについては価格の高くなるのをある程度押えていくといふ考え方のようでありまして、そうなるべくと、どうしても所得の面で大きなギャップが出て参る。ですから、この価格政策と所得政策とのギャップをどういふやうな形で埋めていくかということが政策の大きな課題になつてくるかと思ひます。これらの点を、社会保障の面でなくして農業政策の範囲でどういふことを考えられるか、一つお答えをいただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 農家の所得を確保する上において価格問題が重要な点になることは、御指摘の通りであります。しかしながら、私も、価格を安定させる問題といたしましては、まずこの生産に關して将来の需給の見通しを立てて生産をさせて指導していくということが一番大きな問題だと思ひます。しかし、かくいたしまして、農産物といふものの自然的・經濟的・社会的な不利がありますから、それを補正する意味におきましては、生産事情あるいは經濟事情から来る結果といふものを是正して、この価格を安定させるつもりであります。従つて、いろいろの考え方、また実行の仕方があることは倉成さんの御承知の通りであります。米のごとく、従來生産費及び所得補償方式といふ形で一つの計算をしておるものもありまして、あるいはまた、農産物価格安定法による農産物についてはパリティ計算その他で考えていくといふ問題もあつて、また、蕪糸価の安定については、上下の幅をきめて、需

要關係から見ても安定さす方向をとつて

いく。このことは、農産物というものは、御承知の通り、各種各様、生産条件も異なりますし、いろいろ違つておりますので、これらの問題を一律に一つの体系におさめて価格をきめるというわけには参らぬと思う。しかし、私どもは、あくまでも、農産物というものについて農家に損をさせないためには、ことに、法律に書いておきましたように、重要農産物については、特にその生産・消費の見通しを立てて、これによって指導して作らしていく、それに自主的な生産調整というものも起こる、それからまた、流通過程においても考えられる生産流通対策というものを考へて、なお不利を国が是正するために必要な処置を講じて安定させていこうというのが私どもの考え方であります。

○倉成委員 農産物の価格が所得に格別の深い関係を持つておりますから、価格をどうきめるかということは農家にとつて死活問題であります。そこで、この価格が現在の水準から多少でも下がってくるということになりますと、農家としては期待しておりました価格が得られないで所得が減少して行くということになりまして、そのギャップを価格政策ではなくしてほかの手段で補う配慮がやはり何としても必要になって参ります。それは、もちろん、流通機構の合理化であるとか、いろいろな面がありましようけれども、さらに、需要の換起をいたしまして、たとえば牛乳等につきましては、学校給食等も、今日やっておるような中途半端なものではなくて、もっと画期的に学校給食をやつて牛乳の消費をふやすというような問題、あるいは不

足払いをいたしまして農家の所得の補てんをする、あるいは、農業政策の分野からはずれませんが、そういうした場合に税金については特別な考慮をしてこれを減免するというような総合施策を講ずることによって、価格政策には筋を通すけれども、そのギャップはほかのあらゆる施策を講じてこれを補つてやるのだということが農林大臣として大切なことではないかと思ひますが、これらについてどう御見解と御決意を持つておられるか、お伺いしたいと思います。

○周東国務大臣 それらの点につきましては、今度の農業基本法に書いてありますように、十三条によつて、自然的・経済的不利を制するため価格安定の措置を講ずるといふことを書き、また、それらの事情の実感がどうなつてゐるか、価格安定においてとつた処置がどうなつたかという事柄を国会に報告するようになっております。こういう点からいまして、これらに對して必要な施策というものは当然考えられることでありまして、ただいまおっしゃいました、あるものについてもいろいろな手を打つても、なおかつ下がるというような場合においては、あるいは不足払いということも研究の対象になると思ひますし、また、税金等の問題も、それらを総合的にどうやるということとはもとより考へていかなければならぬと思ひます。

○倉成委員 ただいまの大臣の御言明を一つ強く実行に移していただきたいと思ひます。同時に、価格政策で非常に大事なことは、今後の需要が伸びていく、いわゆる成長農産物なり畜産、果樹につきましては、将来の需要が伸びていくということについてはわれわれも大体正しいと思ふのでありますけれども、はたして畜産、果樹が将来とも収益性を保ち得るか、経営の安定を得るかということについては、まだ相当大きな問題が残されてゐるのではないかと、どうしても、この畜産物、果樹については、価格の安定の方策を講じなければいけないというふうに見えるわけでありまして、これについては、今年度の予算にはある程度畜産の事業団その他の構想が出ておりますけれども、この程度のことではどうして将来の畜産物あるいは果樹についての価格の安定を期し得られないのでありますから、将来一つ強くこれらの点を御推進いただきたいと思います。

最後に、ガット並びにIMFとの関係を御伺ひしたいと思います。御承知のように、欧州共同体におきましては、共同体の中の各国も農産物についてはある程度の関税の問題等を考へてゐるようでありまして、最近の資料を見ますと、農産物についてもだんだんその壁をはずしていかうという傾向にあると聞いてゐるわけでありまして、そのウエイヴアー条項、いわゆる義務免除の条項等を日本が申請し、これからはなかなかむずかしい問題がこれから起こつてくるのではないかと、これが予想されるわけでありまして、もつと端的に言えば、かりに日本がウエイヴアー条項を申請し、これが認められ、外国の農産物が日本に入つてくるといふことになつて参ります。いかに農業基本法に政府案、社会党案で規定をいたしましても、これが空文

の世界経済の動きあるいは欧州市場の動き等を見ますと、あまり甘く見るわけにはいかなないのじゃないか。ですから、異常な決意をもつてやはり考へておかないと、案外経済の動向というのが強く日本にも影響してくるんじゃないかといふことを考へますので、これらの点については慎重な御検討をいただきたいと思ひます。

時間をごさいますから、最後に御要望申し上げますが、今日の日本の農村の中には、非常に暗い面だけではないとして、与えられた条件、あらゆる悪条件の中でも相当な収入をあげてどんどん伸びつつある経営があるわけでありまして、これらの経営が困つておるといふのは、ちよつとした制度上の問題で、金融上の問題で困つておる。これらの阻害条件を除去してやりますならば、まだまだ伸びる余地があるし、そんなに暗いものではない。これらのひとりでどんどん伸びつつある農家の姿を正しく認識していただきまして、これらの農家ももっと伸びるようにならう、また、これらの農家と同じようにほかの農家もまた伸びていけるように、一つ大臣は御配慮をいただきたいと思ふのであります。試験場の技術等も、これらの実地をやつておきます農家の姿を参考にしたいと思ひます。これから日本の新しい農村を建設していただきたいことを御要望して、一応私の質疑を終わります。

○坂田委員長 次は、玉置一徳君。

○玉置委員 昨日午前中におきまして池田さんがおいでになりました。総理は、農業には格別の留意を払うのだ、工業やその他の産業に比べておくれるから、二倍、三倍の力を入れるの

だというお話がございました。私も民社党を代表いたしまして農業基本法につきまして若干の質疑を試みたいと思っておりますが、いずれまた時期もあるだろうと思っておりますので、本日は若干の問題につきまして農林大臣その他の皆さんに御質疑を申し上げまして、お答えをいただきたい、かように思う次第でございます。

そこで、まず第一に、政府の農業基本法の施策の目標であります。他産業従事者との格差をなくして、他産業従事者との均衡な生活の享受を目的として、その第一に掲げられているわけでありまして、ただいま倉成先議員からも御質問がございましたが、若干重複いたしますけれども、所得の均衡というように端的な表現を用いず、わざわざあいまいな生活の享受というように表現をお用いになったのは、その理由は一体どこにあるのか。所得の均衡ではなかなか達成がむずかしいからお避けになったような感じがするのであります。それと同時に、この均衡はどういうようにして比較を測定されるのか、政府ははたして数字でよくこれを比較し表現する御自信があるかどうか、この問題につきまして農林大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 先ほどもお答えをいたしましたように、所得だけの均衡を正していくというだけでは、私どもは狭いと思ひます。御承知のように、生活環境あるいは教育の施設あるいは医療費の問題、あるいは電灯設備とか上下水道とかいうことは、つまり、所得というものは直接関係なく、しかもそれは農村の人々に対してはぜひ必要だ、それがなかったために都会の人々も生活上非常に違った環境にあるというところで、むしろ所得プラスそういう生活環境というものを含めて、生活全体にわたって均衡を得せしめるように差を縮めていこう、こういうことが私どものねらいであります。

○玉置委員 所得の格差を縮めていくだけでも並み大抵のことじゃありません上に、まして、いわんや、僻地僻村の農家の環境まで含めて変えていくというふうなことは、非常に覚悟はけつこうでございますけれども、なかなかむずかしい問題だと思ひます。ありますが、そういうように一つ御努力をいただくことを希望いたします。次に移りたいと思ひます。

これもただいまお話がありましたので重複いたしますが、問題の出発点になりましてもう一度お答えをいたしたいと思ひます。都市的要素を除いた地方町村の勤労者の家計支出と農民のそれとを比較することに大体傾いておったように思ひますが、首相もまたたびたび本会議、予算委員会等でこのようにお話をされたと思ひますが、ただいまもそういうように話されたと思ひますけれども、政府部内においても若干意見があるように聞いておりますが、最後の明快なお答えを一ついただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは別に政府部内は違つておらないのであります。一つの中心は、先ほども申しますように、比較するべきものは、農村の農業者とあるいは全国の製造者の従事員との賃金比較、収入比較というものが一つ大きく考えられます。しかし、い

ろいろな点において問題もたくさんあります。最終的には、それは、今度できまする法律に基づく審議会等において、各種の資料に基づいて、最も妥協なところで決定をしていきたい、かように思つております。

○玉置委員 どういうところが妥当であるかどうかはそのときの話にいたします。次に、農業基本法の目的でございます。

農業というものは、いわゆる農業外の産業との均衡をはかる、その農業経営というものは、ほぼ一町五反あるいは二町五反、場所によつて異なりますが、自立経営農家の農業経営を政府は示しておいでになると思ひます。これ以外の経営は、先ほどからいろいろお話もありました。構造政策で自立経営に達し得るものは、兼業を含めまして一定の所得を付与する産業政策を考へることが困難であるという理由で、基本問題の答申ではこれを政策対象から除外されておいでになるというようにいわれておりますが、この点は事実かどうか、御所見を承りたいと思ひます。

も、兼業農家の農業部門について協業ということが行なわれるだろうと言つておられるのは、われわれもその点についてはしっかりと助長政策はとりまします。そうしないといふ兼業という形に現れた兼業というものは、とかく、ほかの方の収入が多ければ、形式的に自分の食糧だけ取ればよいという格好になつて、非常に非効率的なものになる。そういう意味において、同等な資格で農業自体については育てていくことを考へております。

○玉置委員 兼業農家も同等な資格で育てていきたいという御答弁でございますが、御承知の通り、昭和三十五年の農業センサスにおきましては、五百八十万農家のうち、専業農家が三四・三〇、第一種兼業農家が三三・六〇、第二種兼業農家が三二・一〇を占めております。しかも、年々第一種兼業農家は第二種兼業農家の方へ増加していきつたという統計の示すところでございます。この専業農家三四・三〇の中にも非常に零細な農家も入つておると思ひます。ただいま大臣から、兼業農家も同等に重く見ていくのだというお話がございまして、一番大事な生産性を高めるといふ問題、日本の農業を近代化するという問題につきましては、兼業農家が全部育つていくようなことでは、政府の御期待に反するのではないか。政府は、なるべく兼業農家を転職をして、人口の減ること、これをいねがっておるうちに文章では見えるのであります。もう一度この辺につきましてお答えをいただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 私はそういうことを申しておるのじゃなくて、兼業農家とい

いえども将来農業に關しては効率的にその農業を行なえるように指導していくといふことを先ほども申し上げております。別個の意味において、農業だけで立ち行く自立経営農家を作るといふのが一つの方針である。しかし、それに対する指導の方針というものは、兼業農家を効率的に育てていくということとそれは同じだろうと思ひます。お話のように、さらに専業農家にも小さい方がおられる。これはできるだけ規模を拡大しつよりよくしていくというところが入つております。ただ、統計の示すところは、玉置さんのお話のように、ちょうどまん中の第一種兼業は規模の大きい方に移るのだ、上下というところはおかしいのですが、第二種兼業に移動するものと専業農家に移動するものと二つに分かれて、中間が減つてきつた現況です。こういう面におきましては、一面には労働人口として外へも出ましようし、ある場合には、半分は専業農家の方へ移つて、自分は農業外所得と合わせて所得をとらうという希望もありましよう。いろいろその点はあるのであります。政府は、各人の意思に沿つてこれを育てていく、こういうことを考へておるわけです。

○玉置委員 そこで、だんだんわからなくなるわけですが、政府は、農業の成長率は年々二・八〇、人口の減少を考へて二・九〇から五・八〇というように御説明を承つておるわけでありまう。非常な部分を農業構造の改善といふところにおかけになつておるのは今のお話の通りであります。そこで、兼業農家そのものがそのまま、あるいは零細農家がたくさん自立を希望する

ということは、近代農業構造を打ち立てようと思われ、生産性を高めて所得を均等化されようと思われる政府の施策と食い違ふ、と言つては言葉が悪いところではないかというところは言えると思うのですが、この問題は、言ひにくい問題だと思ひますので、このくらいにしておきます。

昨今の農業統計の示すところによりますと、就業人口は他産業の高度成長の影響を受けてどんどん減つて参りますけれども、農家戸数はその割には減つていかない。三十年もたてば思い切つて減る段階があるいは来るのかもわかりませんが、農地信託とかそれくらいの施策では、先ほど申しましたような政府の期待にこたえるほど減らないのじゃないかというように思ひます。そこで、先ほど申しました、何と申しますか、専業も兼業農家も同等に農業自体としては考へていくけれども、農業経営としては減つた方がよいのだという御意見ですが、政府は、現実にはあと十年近くはその農家戸数の八割くらいを好むと好まざるにかかわらず現有するであろうと思われる兼業農家もしくは零細農家に對して、この基本法でどういうふうな位置づけでおいていいのか、どういうふうな対処しておいになるか、というところのか、御所見を承りたいと思ひます。

それと指導して参ります。できるだけ農業経営の規模において、農業自体に關する共同というところまでいかなくても、それらの農家の生産物の共同加工、共同販売というところまで進めていくことが必要である。またそれらの農家の持つ農地に関する土地利用並びにそれに対する機械化、あるいは技術の導入ということ、これは同様に考へていかなければならぬわけで、これらによつて生産を高めるといふことは当然考へていっていいわけでありまゝ。また、それに対して必要な資金の融通ということも考へていくわけでありまゝ。今、玉置さんは、ときどき、減ることが希望であらうというお話ですけれども、私も決して計画的に何は減らそうというのじゃない。要は、この点は私は国民としてこの認識の上に立たなければいかぬと思うのは、全産業の高度成長のもとでいかに農家の収容人口一人当たりの生産を高めるかということ、今まで過剰労働投下のもとにあつて零細の土地を耕していくところ、一人当たりの生産性が低かつたのでありますから、その点を社会党さんの方も皆さんもお考へになつていただきたい。農業の近代化、機械化、合理化ということ言われるけれども、人がたくさんおつてはできない。しかし、今までは、私もほんとうに農村に對して近代化、合理化をした形に持つていきたかつたのですけれども、何らの就労の機会も与えずしてそういうことをやりまして、それこそほんとうに農民のことを考へないことになりまゝ。私は、現在の日本の経済の高度成長のもとにあつて、国民経済の發展から見て、自然に動い

ていくことに對しては助長していくことがよろしい。その契機をとらえてほんとうに農業に對する近代化を行なうことが農村に對する政府としての親切な行き方だと思ひます。外へ出ることは日備取りになることじゃないかといふことがよく言われますが、私は、その辺はよく考へていかなければならぬと思ひます。ほかへ動いていく場合には、できるだけ就労の機会を与え、その方の賃金政策を考へていくこと、これは私も農林省だけで考へるのでなく、すべての関係省が軌を一にして考へていこう、こういうふうにしておるわけでありまゝ。

○玉置委員　そこで、お尋ねしたいのは、ことに僻地でありまゝ、土地反別が少ないうちに農家が外へ出ようにも出ていくところが多いと思ひますが、こういうところの零細なしかも専業農家が自立を希望するやうなときには、全部が自立を希望するといふことは、多くの部分が自立を希望するといふことは、非常に小さい反別しか渡らぬ。こういうときにはおそれることをお考へになるのだらうと思ひますが、こういうものの選考基準というものが、みな希望したときには、今の話のよう希望によつてということになるか、どういふことになるか、なかなかむずかしい問題だと思ひますが、時間の關係でこれは省略いたします。

大された園場を持ちまして、そこで安定した近代農業を打ち立てようというのが主目的なのか、その点について御意見を承りたい。

○周東國務大臣　將來の方針としては安定した農業を打ち立てたいといふことであります。その経営形態においては、家族農業をまず原則的に考へていきたい。そして、ものにより、地方により、希望によりまして、協業形態も考へるということでありまゝ。あくまでも目標は安定した農業を打ち立てるといふことであります。

○玉置委員　自立経営の問題は最後に譲るといたしまして、これら自立経営農家の目標に到達してない専業農家が農地を手に入らずして非常にたくさん資金が要するところの、いわゆる自立経営の目標である場所によつて変わります。一町五反ないし二町五反といふような反別をその人々が入手するにつきます。きょうまでの自作農創設維持資金とか、あるいは農地の信託といふようなものを倍にするくらいは、どういふ及ぶもつかないの施策では、どういふ及ぶもつかないの移動にどの程度の資金の需要が想定され、これをどのような方法で調達して農家の用に供しようとしておいていいのか、大臣じゃなくてどういふことになるのか、大臣じゃなくてどういふことになるのか、わかつておいてないでございまして、一つ教えていただきたいと思ひます。

○周東國務大臣　ただいまのところは、今の自作農創設の維持資金に關しましては、御承知の通り、本年度予算は百三十億のワケを百六十億に広げてあります。また、これらの農地の取得關係におきましては、お話のように、

農業協同組合に信託制度というものをしました。これは、別にこれによつてできるだけ農地を取り上げるという意味でなしに、みづからほかの方へ行くとした場合に、農地の移動に關して容易にするため、及び、その間にある程度時間がかかりましようから、農地を農業協同組合に預けて、そうして使用させつづ金を払うといふような機会も作つたらいふやうな機会も考へておるわけでありまゝ。しかし、私も、この金だけで十分であるとは思ひません。ことに、農地の造成等に関しましては、たびたび野党の方々からお尋ねもあり、また与党からその点を心配して尋ねておられますが、これらは、今後におけるしつかりした土台に立つて、さらに將來における各農産物の需給の見通しの上に立つて、土地改良、開墾、干拓がどれだけ必要であるか、ことに、畜産につきましまして、耕地と違つて草地という關係におきましては、ある程度粗放的な土地でもいいわけで、この点、よく野党の方が、外国では日本と比べて農地といふものがパーセンテージにおいて多いという話ですが、これはかなり粗放的な牧野が非常に多いのでありまして、こういう面につきましては、私も、新しい施策の實行にあつては、必要なる草地の造成その他については十分に考へて、これを實行に移したい、かように考へております。

○玉置委員　ただいま自作農創設維持資金のお話でございましたが御承知の通り、これが三十万円増額されるわけですが、五反歩、一町歩といふやうなもの入手しなければその目標に到達し得ないやうな農家が多いと思ひま

す。自作農創設維持資金のごときものでは九牛の一毛にもすぎないような格好でございまして、これだけの巨大な需要をまかなうには、系統金融機関の利用というようなことではほど遠い、こういうふうに思います。さらに、資力のある富裕農家にしか貸せないような今の形態では、富農を助長するだけでありまして、ますます格差が開いて、階層分化が促進されるだけではないかということが心配されるわけですね。そこで、私は、いつもお尋ねいたしましたのは、これだけの巨額な資金の需要に応じるのには、発券銀行でありますような土地の不動産を対象とする土地銀行というのを作って、これの資金の調達をはからなければ、しかもそれは不動産担保によって現在の中農でも小農でも借り得るような仕組みにしてあげなければ、とうていこの大事業が遂行できないかと思ひます。大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○周東國務大臣 農地担保金融制度を確立したらどうかという声はいろいろの方面からも聞くのでありますが、これはよほど慎重に考えたいと思うのであります。一面においては農地を担保にすることに比べてかなり金融の面がうまくいく場合もありますが、従前農地担保金融というものがあって、それがたぬ土地を失った者がたくさんある。これは、あまり融通を便にしておくと、また農地を失うというようなこともありまして、私どもは、農地担保金融制度の確立については十分慎重な態度をとって研究したいと思ひます。

○玉置委員 それでは、次に生産性の向上についてお伺い申し上げたいのであります。政府は、国の農業政策の目

標の中で、他産業との格差が是正されるように農業の生産性を向上させるということをうたつておいでになるのであります。それが大きな柱の一つだと思ひます。そこで、先ほど話のごさいました通り、政府は、自由貿易の促進ということを認めながら、その前提にお立ちになりましてこの基本法をお考えになっておいでになるわけでありまして、この生産性は、ここからいいますと、国内他産業との格差の解消だけでは、政府の意図するところが十分じゃないのじゃないか。主要な食物につきましては、おそらく外国のそういうものとの格差を縮めることもお考えになっておると思ひますが、御所見を承りたいと思ひます。

○周東國務大臣 その点はお話の通りであります。私も、国際競争に耐え得るようには農産物の生産性を高め、生産コストを引き下げていく、そして農家の手取りをよけいにするということをねらつておるの、その点であります。あくまでも国際競争に負けないような生産性の高いものを作つていこう、こう思ひます。

○玉置委員 大臣からそういうようにお答えをいただきましたので、それに関連して、続いて二つ、三つお伺いしたいのですが、日本農業の生産性の低いのは先ほどからも御説明があった通りであります。この解決がなかったら、生活の向上も、ここで基本法のいう所得の均衡も全く考えられない。この解決が大前提だと思ひます。

そこで、お尋ね申し上げたいのです。過小農地の解消と分散農地の解消のための基盤整備がまず近代化の前提となつてゐることでありますが、ある

程度の基盤整備の可能面積は日本の約何分の一程度で、これをすみやかに実施せなければ所得の均衡も絵にかいたもちであります。約十年間に実施するとすれば、どのくらい資金を必要とするか、大臣はこれだけの資金を計画の中に組めるだけの御決心があるかどうかという点につきまして、お答えをいただきたいと思ひます。

○周東國務大臣 お尋ねは二つだと思ひますが、第一の、今後日本の土地で可耕地として変更し得るものはどのくらいあるかということ、第二の、その一つに關連してお答えしたいこと、可耕地にかへ得る土地がどのくらいあるかということ、即それだけを農耕地あるいは牧草地にかへるといふことにはならぬと思ひます。これは玉置さんもお尋ねではないと思ひます。私も、私どもは、ただいま所得倍増計画の中に現れた農耕地造成という一応の構想としましては、ただいまの一応の構想という関係では、一兆円投下して、現在大体六百何十万町歩、それを三十万町歩ぐらいふやす。このことは、絶えずお話し申し上げておるやうに一応の構想でございまして、私、この職を奉じまして以来、今日農業基本法を提出いたしますまでに、いろいろ、畜産その他について伸ばし、果樹を伸ばす、こういう新しい構想のもとに、今後いかなる地域にこれをふやしたらよろしいか、また、現在のままで土地改良その他土地の生産性を高めることによつてまかなひ得ないのか、こういう問題を慎重に考慮しまして、さらに新しい構想のもとに必要な土

地面積というものを考えて、それに相當する財政的措置を考えていきたいと考えております。

○玉置委員 先ほどの問題はあとでございまして、基盤の整備の前提であります土地改良のためにも、また、ここからいいます土地の集団化のためにも、現在やつておいでになります交換分合の促進や、今度の農地の農協への信託程度では、とうてい所期の目的を達し得ないと思ひます。しかも、その間に第二種兼業がかなり多く数を占めておりますし、基本法案でも、またこれら兼業農家、零細農家に対する施策でも、離農を希望するのみで、何ら積極的なあたたかい気持を示しておるようには見受けられないわけでありまして、現行法のもとでは、なおさら、この大きな園場を作るといふような土地改良が困難にやないかと思はれる。そこで、大臣は、これに對して、現行土地改良法を改正して、一定地域においてになります方々が自発的にある数以上の数で持つて希望なさるときは土地改良、基盤整備というものが行ない得るといふような改正をなさるような決意があるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 土地改良法についてこれを改正する意思があるかということは、この間も社会党さんの方からお尋ねがありました。私も、これには相当検討してメスを入れる必要があると思ひます。御指摘のように、現在の土地改良法でやっております国営、県営の土地改良がなかなか進捗せず、また、せっかくできまして、負担問題等でまだ最終的にうまくいっていない。また、多くの場合、国なり県

の計画に基づいて、農民の方々の御意思と違つた形において進められておるといふこともあるやに聞いております。ただいま玉置さんのお尋ねのように、地元農民の方々がかくすることがよろしいと地元農民の方々の盛り上がり、国、県がどういふような処置をとるかということによつてやつていくというところは、一つの行き方かもしれません。これらについては、よく検討いたし、土地改良法についての改正ということは必要であり、また、やつていきたいと思ひます。

○玉置委員 同じく、基盤整備の前提についてであります。先般お伺いしましたところによりますと、でき得れば一園場三十町歩くらいな程度にまで拡大したい、トラクターも利用して大いに近代農業を打ち立てたいといううなお話を承つたのでありますが、今の小さい一筆一所有の形ではこの基盤整備にも非常に阻害を来たすのじゃないか、かように思はれるわけでありまして、共有権というやうな形態もありませんが、共有権というやうな形態もありませんが、何らか所有権に対する法制上の規制をされるやうな、あるいは新たな形を創設されるやうなお気持はないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○周東國務大臣 これは、私も、先ほど申し上げたやうに、土地の利用効率を上げるということにおいて、共同耕作する場合において深耕という問題でトラクターを利用するやうな場合には、小さい面積では非常に経済効率が悪い、資本を寝かせるやうなことで、そういう場合を考えておるわけ

あります。また、場合によりましては、今度、麦作等に関しまして、労力節約という立場から、必ずしも法人の形にならなくても、耕作、深耕ということについて、所有権は別々であつても、まとめて耕していくというようなこともできるのじゃないか、こういうことがトラクター等の利用について考えられてゐる点であります。いずれにいたしましても、ただいまの労力節約及び大きな機械を入れるに關して、分散してゐる農場あるいは各個別々に小さい農場でやるという経済的不利というふうなことを考へて、これをどうしたらよいかということについて、集團化あるいは法人化、あるいは各人の所有を別々にして耕作を協同組合等で機械を置いてやるというふうな、いろいろな点を考へておるのであります。

○玉置委員 ただいまの御答弁のような集團化あるいは農家の個々の自発的な意思というだけではなかなかむずかしいのじゃないかと私は思いますので、慎重な御配慮をいただきたい、かように思います。

そこで、次に、これだけの大きな基盤整備を思い切つてやらねば、近代化も、生産性の向上も、ましていわんや所得の均衡などというものはとうてい望むこともできないわけでありまして、従来補助率でもつてこれを実施しようとしてゐる、とうてい現在の農家がつかないだらう、こう思ひます。昨日も、池田首相は、農業のごとく成長のおそいものには格段の力を入れるのだというふうなお話をごさいます。この点は、社会党さんや私の方も言うておりますが、国の責任にお

て、この基盤整備だけは、きょうまで食糧増産にこれだけ叩いてやらしてきたのだから、これだけはしてやるのだというお氣持があるかどうか。もし万々一、それでは工合が悪いのだ、補助率でやるのだというふうなお話でございまして、思い切つて補助率を引き上げるだけの決意がおありになるかどうか。この点につきまして大臣の御決意をお伺いしたい、かように思います。

○周東國務大臣 この点につきましては、今後の土地造成に關連いたしまして、財政的処置として、その種類別によく検討して参りますが、ただいま何はどうかというのをまだ申し上げる段階に至つておりません。

○玉置委員 池田総理大臣並びに農林大臣の御努力をお願いしておきたいと思ひます。

次に、關連しまして、近代化資金でございしますが、これも、基盤整備と同じで、非常に大きな資金が要すると思ひます。池田さんも同じようなことをきのうおっしゃつておいでになりましたが、そこで、お尋ねしたいのですが、整備の近代化にはどのくらいの資金が要つて、どこからどういふように調達しようという御計画ができておるのかどうか。これこそ資金の調達は系統機關の利用が必要でありまして、これには金利の引き下げのために利子補給の制度もお考えいただきましたが、この程度では、与党議員からも御意見がございまして、とうてい現在の農家には無理だと思ひます。そこで、もし昨日池田首相の言われたことがほんとうに心の底から出てゐるものであるとすれば、中小企業近代化資金になされ

てゐること、無利子五カ年間の制度がございしますのは、農林大臣も御承知の通りだと思ひます。そういうような意味では、農業の近代化資金は無利子十カ年というものをやるのでなければ、この均衡がとれないと思ひますが、これについての農林大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○周東國務大臣 この点については、農業改良資金というものは同じようなことが実行されておる。しかし、それは農業基本法の制定前のことでありまして、これから皆さんの御審議を得まして農業基本法がでますので、当然、私どもは、資金面についてはさらに現在の行き方に検討を加へる必要が出てくると思ひます。できるだけ安い金を長期にすることは、一般の希望であると思ひます。しかし、その点は、私はこの間も参議院でも申しましたが、現在の池田内閣としては、全体の金利というものを下げていくことを國際水準にまで引き下げていくことが、すべての生産、また輸出等に關連して必要なことであるということ考へておられます。そういうことに關連いたしまして、農業に關する金融並びにそれに対する金利というものについては、十分今後とも考へていきたいと思つております。

○玉置委員 一つ十分の御努力をお願いいたしておきまして、次に、農機具、飼料、肥料その他の農業用資材であります。ことに、農機具は、メーカーが作りまして、これを宣伝して農家に売りつける。従つて、土地柄若干合わないようなものもあり、あるいはまた耐久力の非常に乏しいもの、あるいは数年にして次の大型に変わつてい

かなければいけないというものが多々あるわけですが、先進国でもやつておられますように、こういうものは、國立試験場その他で試験をされて、土地々々に応じました規格をお定めになりまして、資材その他をよく吟味された上、これを大量生産をして、コストを下げていく、そして政府のお思ひになつてゐるような農業の生産合理化に資されることかいいと思うのですが、これに對しての御所見と、なお、これに關連しまして、農家の使用する農機具、飼料、肥料その他のいわゆる若干の意味は違ひますが關連産業は、できるだけ農家の団体をして行なわしめ、その施設の指導、助成ということをおとりになることが望ましいと思ひます。であります。しかも、にわかに実施し得ないような場合には、これに經營参加、あるいは運営参加というふうな制度を開いてお置きになることが望ましいと思ひますが、以上の点につきまして大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○周東國務大臣 今後の農業に關して、機械化ということを進めなければならぬ。その意味において、私も機械の問題については特に關心を払つて今後施策をしたいと思ひます。現在におきまして、政府には鴻巣試験に優秀な技術官がおつて、機械の研究もやり、検査もいたしております。しかし、よく言われるように、どうも今日機械メーカーというものはずいぶんたくさんあつて、ことに小機械に至つては毎年々々変わつていく。これはそう変わらなければならぬのか。あまり目まぐるしい変化をやつて、農家はそれの宣伝に迷う、そして資本が寝るとい

うようなことは、經營上非常に考へなければならぬ。そういう面について、むしろ國が鴻巣試験場等の規模を拡大して、その土地、地方によつて、どういふふうな土壤の關係においてトラクターにしろどういふものが一番いいのかということまでたえば研究を進めつつ、しっかりした研究の結果を取り入れて製作させて使わせるといふ方向にいくことが望ましいと思ひます。しかし、別のものをもつてやるといふことは、ちよつと現在の自由經濟のもとではいけません。そういう問題についてどうするかということについて十分考へて参りたい、かように考へております。

肥料とか農薬等に關しての御指摘であります。これは、現在、配合肥料等については、農業者団体が行なつておるところもありますし、あるいは一部製造工業に出資の形で参加しておるところもありまして、これは微々たるものであります。しかし、農業団体が設けることも、施設の關係においてなかなか急に参りませんし、むしろ、今日において、三肥料、硫酸肥料、磷酸肥料、カリ肥料等において、できるだけ生産コストを低くし、生産を合理化して、安い肥料を供給させるように、目下硫酸については農林省からある案を示しつつこの方向に向かつております。近く結論が出ると思ひますが、これは、従来と違つた形において、いつまでも合理化で延びてゐるばかりではだめだ、一定の年限を限つて合理化をして、しかもその合理化というものが如実に価格に現れるようにしてもらいたい、それ以上合理化ができなければ安い硫酸を輸入したらい、こうい

うところまでの決意をもって臨んでおります。カリ並びに過燐酸肥料は、ともに原料が外国で、日本にありません。それで、これらについては進んで必要量の輸入増加をはかっていきたい、かように考えております。

農業者についても、製薬会社、これはだいたいこのごろ特許が高いようです。そういうような面について、どういうような形に持っていくかというところは、研究させております。特許料がだいぶ高いので、これが価格の大きな部分を占めておりますが、こういう点について何らかの対策を見出したいと思っております。

○玉置委員 生産と流通につきまして一言御意見をいただきたいと思うのですが、政府は、需要及び生産の長期見通しをうたいまして、この上に立ちまわっている。成長財の選択的拡大生産を言っておられるわけでありまして、それ市場価格により農産物の価格の安定するよう操作することになっておりますが、なるほど、安定基金その他でもって価格の支持をおはかりになってはおいでになりますけれども、以上のような生産方式と価格流通方式をとられておいでになります制度では、せっかく作った農産物の生産費を償うような価格でもって安定せしめるといふことはなかなかむずかしいことじゃないか、かように思います。従って、私どもが言うておりますように、長期需要の見通しのもとに長期生産計画を立てまして、成長財につきましては、フランスのごとく、あらかじめ長期にわたる予示価格を示すぐらいの思い切った施策が示されなければ、なかなかむずかしいんじゃないか。しかも、これを

農協の系統機関を利用して計画出荷せしめ、市場も、農協にやらせるか、やむを得ない場合においても経営に参画せしめるぐらいの思い切った流通機構の改革をやらなければ、またまた従来の通り農家は農作貧乏から脱却することができないんじゃないか、かように思います。政府は、この選択的拡大という点と、それから市場の自由な需給価格の制度とでよく農家所得を確保していくだけの自信があまりあるかどうか、御所見をお伺いしたい。その上で、最近巨大資本が陸の面に上がつてきたり、酪農の面に進出したりしてきておりますのは、きのうもきょうも問題になっておりますが、こういう工合では、農民はいつまでも素材を提供するだけで、利益はほかの者が取っていくという形が続くんじゃないかというのを心配いたします。基

本法ができてから農家所得の向上のために思い切った手を打っていかうという御決意のある政府は、何らか、これを規制するなり、逆に違う方を思い切った奨励策をとるなりする御決意があるかどうか。この二点について大臣の御所見をお伺いしたい。かように思います。

○周東国務大臣 御心配の点はまことに私は同感であります。かるがゆえに、農産物につきまして、農業者団体の積極的な団結力による生産の自己調整なり出荷の調整によってこれに力をつけることが必要であり、そのために、私どもは、農業協同組合等の助成、あるいはそれに必要な措置はとるつもりであります。私は、これこそ農村がやらなければならぬ第一の仕事だと思ひます。いたずらに外の関係だけ

をけしからんと言っているよりは、みずからの力を強めてそれに対抗するくらいは、覚悟がなくてはならぬ。それに對して政府は大きく農協等の助成はいたしていくつもりであります。一面、かくのごとくいたしましても市場に關する公正な取引、この間からときどき新聞をにぎわしてあります。たとえ農産物取引市場においてどうも仕切りの改ざんが行なわれているというようなことは、監督制度が抜けていると思う。こういう面については将来とも徹底した監督を行なうと同時に、中央市場等についても市場法の改正をする必要もありましよう。また、それらの市場における需給関係の情報センターといひますか、通報機関というものを置いて、協同組合等が出荷する態勢において常に市場を見て出荷するという方向で持っていくかなければならぬ。もう少し農村も農業協同組合が價格的に動くという形になるように、私どもは指導して参りたいと思ひます。

それから、第二点のお尋ねは、どうも、大資本が出てきて、せっかくやうとする成長農産物に先に手をつけやうとする成長農産物に先手をつけやうとせぬかという点であります。これは社会党の方も大変心配しておられますが、私どもも心配しております。しかし、これもやはり、生産者団体がしっかりして参らう、その上で私どもは指導していきたいと思ひます。これはできることです。ことに、伸ばそうとする畜産物に対して一番大事なのは、生産管理、あるいは出荷についての調整、行く行くは生産者団体において加工段階くらいまでやるようにすることが必要だと思ひます。それがために、やりやすいように、ことしの予算等において

指導することは、主産地養成というように言葉を使っておりますが、畜産物におきましては、豚を飼うにいたしましても、わずかず飼つておるものから集荷していくことは集荷費用を高くすることになりますので、むしろある地帯においては相当なまとまって飼育させるような方法をとる、多頭飼育をさせていく、そこでまとまって生産をあげて、市場と対抗するということがなれば、わずかず作つておる者はたかれます。こういうことをやらせるということが、私どもも意欲的な将来の生産者団体に対する措置であります。こういうことをやりつつ、なおかつ價格が下落するという場合には、畜産については畜産事業団の設定によって買上げ・売り渡しをやっていくということを考えておるわけでありまして。

○玉置委員 だんだん終わりに近づいたのでありますが、政府の基本法において一番目立つのは自立経営でありまして、ここにいう自立経営とは、今のようない自立経営をお考えになっておられるのか、自立経営そのものが今までのと変わってくるのではないかと、私は思ふのですが、これに対する御所見をいただきたいのと、農村から離脱いたします離農者に生活保障の制度を立てていただくかなければ、職業の訓練等だけでは、これからだんだん年輩層に移って参りますと、だんだんむずかしくなるのではないかと、家族の問題もございまして、そのことにつきましての御所見をお聞かせいただきたいのと、それから、先ほど大臣もおっしゃいましたように、これは、政府が上から渡すべきものではなくて、下から盛り上がった力でこの農業改革を遂行

していかねければ、とうてい所期の目的を達することができないのではないかと。いわば農家の精神革命とも言うべきものでありますので、これをどういうように持つていかうとお考えになつておられるのか、御意見を承りたいということと、それから、いづれにいたしましても、基本法は宣言立法でありますので、詳しくは関係法案が出そろった後でなければ十分な審議はほんとうはしにくいのではないかと、こういうこともお考えいただきたい、早く関連法案をお出しいただきたいと思ふのですが、その見通しと、最後に、この基本法の思想に流れておるのは、合理主義なのか、農本主義なのか、社会主義なのか、その点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○周東国務大臣 第一点は、現在の形の自立経営をやるのか、変わるのかというお尋ねであります。私はちよつとその御質問の趣旨をとりかねるのでありますがおそらく今のようない過小農形態のまま自立させるのかというお尋ねかと思ひます。これは当然でございせん。私どもは、基盤も拡大しつつ、しかも近代化ということが大きな問題だと思つております。そうして、各農業就労人口の一人当たりの生産性を高めていくということが必要であります。このことはどうしてもしつかりした柱として立ててやらねばならぬと思ひます。そういうことをやりつつ、しかも就業構造、農業構造というものが改善しつつ、そして生産性を高め、そして生産の増大をやる、その増大は成長生産物というものに拡大していく、こういうことによつて自立し得る農家

を作りたいということであり、今の形勢のままで行こうとは思いません。

第二の点は、離農者に対して生活保障をされないかということであり、これは、私もたびたび申し上げていますが、別に弁解でも何でもありませんが、こちらから積極的に前やめろということでは計画的にやめさせるのではありません。そういうことをやれば、これは何とかしなければなりません。どこにも就業させないのに職を離すということになれば、補償を考えなければなりません。しかし、現在の動きに沿って当然他産業に移動していく場合に、その移動していく人々に対して、あらかじめ、より有利になるように職業訓練なり技術訓練なりをしつつ、離農しやすいようにしてあげようということでありまして、今直ちに補償というようなことは考えておりません。

それから、新しい農業経営関係等に対して、下から盛り上がるということが必要だと思いが、どういふふうにやっていくかというお尋ねであります。これは、あくまでも私も自発的にという言葉を言っておりますけれども、私も、将来における各農産物についての需給の見通しを立てて、かくあるべしという一つの見本を示すわけでありまして、それに対して、それはその通りであるという納得をさせるためには、十分これらの理解を求める必要があるし、それをやるについて、畜産あるいは果樹等につきましては、先ほどお話ししたように、ただ単にこれを今やれと言つてもむづかしい。また、事実でないのではありません。それにはどういふふうにするのがよろしい

かという、当然一つの目標に基づいて農業改良普及員を使うつもりであります。特技を十分おさめさせつつこれを指導していき、一面には農業者に対して畜産、果樹等の技術の修得をさせていきたいと思います。それからを修得させ、いろいろな理解のもとにこれはやっていこう、こう私は思っております。

宣言立法であるから、いろいろ関連立法を早く出してくれということですが、大体、今国会におきましては、必要な法制は農業災害補償を除いて全部出ております。むしろ必要なのは、法律が通った後において、各種の施策を政府がやるということによって、これに対して法制上の義務をつけておりますから、この法制が立法化されていくことによって、農村はよりよく発展していくと思ひます。これらにつきましては、法制のできました後におきまして、それぞれの必要に基づいて進めて参るつもりでございます。

最後のお尋ねは、農本主義か、合理主義か、社会主義かという問題ですが、これは、農本主義でも重農主義でもない、日本経済全体として考えて、農業はその全体の発展の中で他にこれをとらぬようにこれを発展させるといふことが私どもの趣旨であります。ほかの産業はどうなつてもよろしい、農業だけが進めばよろしいということではなく、全体の産業発展の中で農業はそれにおくれをとらぬように発展させる。それには、農業自体においてやらねばならぬこともあり、他の労働関係あるいは賃金関係においてやっていくこともあるし、あるいは医療制度、社会保障制度によって救うてい

く。これは一方に片寄っていくことのないようにいたしたいと思ひます。

○玉置委員 私が目立経営と申しましたのは、今の自給自足のにおいの非常に強い自立経営と誤解されるおそれがあるに多いのではないかと、おそれがありましたので、ああいうことを質疑したわけでございます。

長時間にわたりまして御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

○坂田委員長 明日午前十時より農業基本法案に対する質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。午後四時三分散会

農林水産委員会議録第十一号中正誤

ページ 行 誤 正
四一 六 選任 選定
五三 三 その場合) その場所)

昭和三十六年三月二十三日印刷

昭和三十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局